

答 申 書

答申第2号（諮問第2号）

令和6年10月31日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和6年6月14日付け井発第1489号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年3月13日付け井発第1076号により、井川町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条では一般廃棄物処理計画を定め、これを告示することが義務付けられているが、当該処理計画に係る公文書が不作成であり存在しない。また、同条例第5条及び10条には町及び町民の責務が規定されているが、当該公文書が存在しなければ、貴職（町長）が、廃棄物の適正な処理を行うことができず、町民が適正な処理に協力することもできない。

以上から、本件公文書が不作成であり不存在であることは、全く以て失当であり、是正されるべき。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は「『井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項』に基づく『令和3年度井川町廃棄物処理計画』に係る告示」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定処分をしたものである。

これに対して審査請求人は、請求文書の不存在（不作成）は井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項に違反するため、是正されるべきであると主張している。

井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条では、

（一般廃棄物の処理計画）

第25条 町長は、一般廃棄物の処理について、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

と定められている。

事務担当課である町民生活課に確認したところ、令和3年度において、井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条第2項で定める「重要な変更」がなかったため、告示を行っていないという回答があった。

以上の理由から、請求文書について、作成されていないため不存在であるという理由を付した当該処分を行った。したがって、当該処分は妥当である。

本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、町側に対して告示等を行うなどの作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。

仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。

よって、行政不服審査法の趣旨にそぐわない審査請求であると言える。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

『井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条各項』に基づく『令和3年度井川町廃棄物処理計画』に係る告示の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和５年３月１３日付け井発第１０７６号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

５ 付帯意見

審査請求の申立てが令和５年３月２３日にあってから、審査会に対して諮問するまで約１年３ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

６ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和６年６月１４日	諮問の受理（諮問第２号）
②	令和６年８月２６日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和６年１０月３１日	答申案の審議
④	令和６年１０月３１日	答申

７ 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 祐輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士